

# 矢板拡幅の事業承認について

白戸 角衛

関東地方整備局 宇都宮国道事務所 計画課 (〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町504)

宇都宮国道事務所では、道路事業において計画的な事業進捗管理とするため「直轄道路における都市計画法に基づく都市計画事業承認の適用の考え方について」（平成19年4月2日付け事務連絡）に基づき、事業承認の手続きを行い、事業を進めている矢板拡幅を事例に手続きに関するポイントを整理し、報告するものである。

キーワード 都市計画法、事業承認、土地収用法、事業認定

## 1. はじめに

道路事業においては、地権者との任意交渉の結果、合意に至らない等、用地取得が困難な場合、土地収用法に基づく事業の認定を経て用地を取得している。しかし、事業の認定については多大な時間を要し、事務手続きが長期化する傾向がある。結果的に事業期間の延伸等が必要となり、事業の進捗管理が課題となっていた。

このような状況を踏まえ、計画的な事業進捗管理を可能とするため、「直轄道路における都市計画法に基づく都市計画事業承認の適用の考え方について」（平成19年4月2日付け事務連絡）に基づき、事業承認の手続きを行い、事業を進めている矢板拡幅を事例に手続きに関するポイント等について整理し、報告するものである。

## 2. 矢板拡幅の概要

本事業は、交通渋滞の緩和、交通事故の減少、救急活動の支援、災害時における道路啓開の効率化等を目的とした、国道4号の栃木県矢板市片岡～同市針生までの延長6.5kmの道路拡幅事業であり、道路規格は第3種1級、設計速度80km/h、車線数は4車線となる。

## 3. 都市計画事業承認とは

都市計画に定められた都市施設の整備を行うにあたり、できるだけ迅速かつ円滑な事業実施を図るために、施行

者が国土交通大臣または都道府県知事からの承認を受け、事業を施行する手続きであり、都市計画事業承認の告示に伴い、土地収用法が適用される。

## 4. 都市計画事業承認のメリット

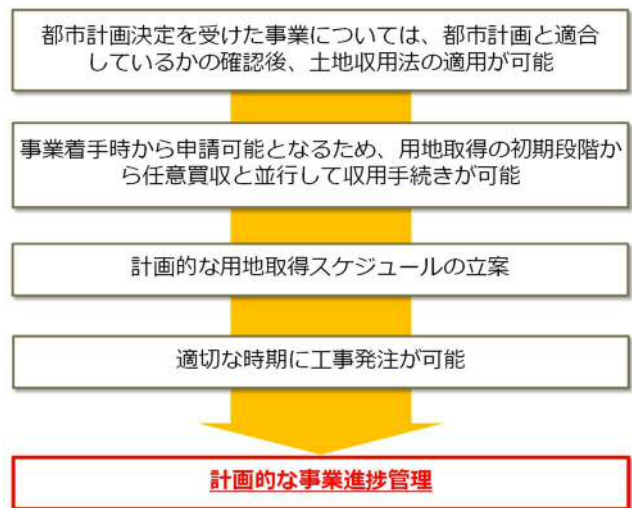


図-1 都市計画事業承認によるメリット

都市計画事業承認の適用によるメリットは、告示に伴い土地収用法の適用が可能となることから、用地取得の初期段階から任意買収と並行して収用手続きが可能となる。これにより、計画的な用地取得スケジュールの立案、適切な時期の工事発注から事業完了まで計画的な事業進捗管理が可能となる。

## 5. 都市計画事業承認までの手続き

都市計画（下幅）変更の手続き【約7ヶ月】

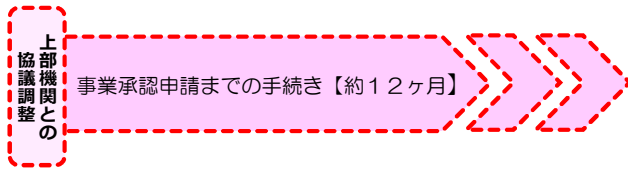
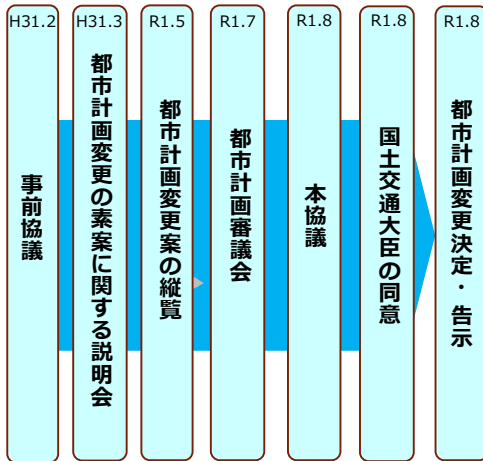


図2 都市計画変更の手続きフロー

事業承認の手続きにおいて、申請範囲については、都市計画決定の範囲となることから、矢板拡幅においては現状の上幅の都市計画から下幅への都市計画変更を行う必要が生じた。そこで、都市計画変更決定に向けた地元及び関係機関との事前の協議調整等と並行して上部機関との承認申請までの協議調整等をどのように効率的にミスなく進めることができるかが重要なポイントとなった。

### (1) 都市計画変更に関する地元との合意形成

都市計画審議会までの手続きをスムーズなものとするため、都市計画変更の素案の説明会の前に、地元への情報提供を目的とした下幅の設計内容について地元自治会（7自治会）との意見交換会を各2回（計14回）実施し合意形成を図った。沿道の商業施設については各店舗に説明を行った。

今回はより具体的な意見や地域事情等を把握するために、一般的に行われている体育館等を使用した説明会方式ではなく小規模な各自治会（7自治会）の公民館で意見交換会として実施することにより、意見等を素案に反映させることが可能となり、素案の縦覧後の意見書等において、大幅な設計見直しの発生を防げるものと考え、実施した。

### (2) 上部機関との協議調整

都市計画変更決定から承認申請までの期間を極力短縮

するため、今回は都市計画変更手続きと並行して、上部機関の協力を得ながら協議調整を進めることとした。

事業承認の手続き【約4ヶ月】

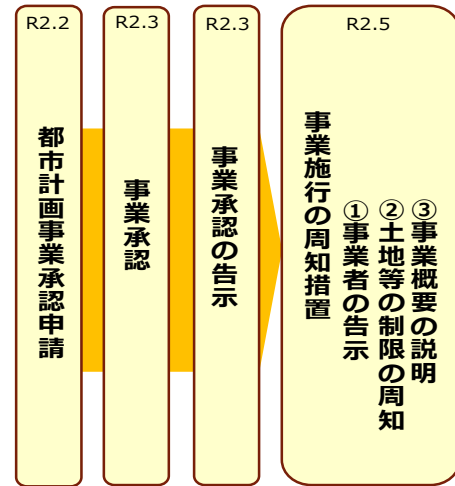


図2 事業承認の手続きフロー

## 6. 手続きのポイント

都市計画変更の素案の説明会の前に、地元自治会（7自治会）との意見交換会を各2回（計14回）実施した結果、都市計画に関する意見書等は地元自治会関係者からは提出されなかった。これにより、円滑な手続きを経て都市計画変更決定となり、告示となった。

都市計画変更手続きと並行して承認申請手続きを行い協議調整を進めた結果、改めて上部機関への説明等も必要なく承認申請から約1ヶ月で承認され、速やかに告示となった。

以上のことから、地元自治会等との積極的な協議調整や意見交換を行うことによって、合意形成を図ることができ、スムーズな都市計画変更手続きが可能となる。また、都市計画変更手続きと並行して承認申請手続きの協議調整を行うことにより、手続き間の期間短縮となる。

## 7. おわりに

承認申請の書類作成にあたり、初めての作業で不慣れであったため、多大な時間を要してしまい、反省すべき点である。

今回、事業承認の申請手続きに携わった結果、手続きに関しては、事業承認の申請時において下幅での都市計画変更決定が必要であることから、事前準備として関係機関との手続き等に関する協議調整に約1年程度を要することとなる。

速やかな事業スケジュールを見込むためには、下幅設

計に相当する詳細設計レベルの設計成果等を準備し、都市計画変更決定に関する事前準備について、新規事業化前から着手することで1年程度の事業期間を短縮することが可能となり、今後の課題と考える。

最後に、一連の手続きにあたり、多くの関係機関の皆様にご協力いただき、この場を借りてお礼を申し上げます。